

平成28年3月22日

答申第689号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、四半期業務報告の「予算の執行状況等」で公表している給与の実績額について、どのような金額を計上しているのかがわかる文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月22日（第236回審議委員会）

第703号諮問、審議、答申